

ニュースレター



50 号

2025. 1. 20



はじめに

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会 理事長 水嶋昌子

明けましておめでとうございます。2025年になりました。1年前の元日には能登半島で大きな地震が発生し多くの方が被災されました。今も厳しい生活を余儀なくされています。平穏な生活の有難さに感謝し、新しい年が皆様にとって平安で幸多いことをお祈り申し上げます。

さて、こども家庭庁が発足以来、「こどもまんなか社会」の実現を目指して、様々な保育政策に取り組まれています。従来の「保育の量の拡大」から、政策の軸を今後は「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」としています。

質の高い保育の確保のために家庭的保育事業者として、まずは、子ども、保護者、保育者が安心できる保育環境を整えることが必要です。2024年6月に「こども性暴力防止法」が成立しました。来年の施行に向けて検討や準備が進められています。また、保育所等の職員による虐待等の防止のための児童福祉法の改正も検討されています。こどもを取り巻く環境が安心できる環境であることは、当然保障されるべきことなので事業者として遵守しましょう。

「こども誰でも通園制度」が今年は制度化されます。0～2歳児の保育の専門家である家庭的保育者として地域の子ども、子育て

家庭のために大いに力を発揮していただきたいと思います。

昨年末、家庭的保育事業所のイベントに参加しました。3歳の子どもがお気に入りのおもちゃの車両をテーブルに並べていました。誰にも触られたくなかったのに、私がトラックに触ろうとしたので怒り出しました。「ごめん、ごめん、大事な工事が始まる場所だったんだよね、工事現場のトラックに触ってはだめだよ」と言うと、その子はしばらくじっと黙っていましたが、なんと私の膝に座って遊び始めたのです。ママも驚いて「こんなにすぐに人に慣れたことは初めて」と言われましたが、もっと驚いたのは私自身です。子どもから大きなプレゼントをもらったようで、その一つの出来事だけで心は満たされ、何倍ものパワーをもらいました。

子どもへの支援は同時に保育者への心の支援（大きな喜び）なのだと思います。そして子どもが安心できる人には保護者も信頼を寄せてくれるということも実感しました。保育の場には喜びがたくさんあります。一人でも多くの子どもと喜びを分かち合えるように今年も皆様のご活躍を期待しています。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

- ◆1P はじめに
- ◆2～3P 国の動き(子ども・子育て支援等分科会他)
- ◆4～7P こども家庭庁 講演会・会員交流会
開催報告
- ◆7P 現任研修実施報告
こどものつぶやき

- ◆8P 国の動き(教育・保育施設等における
重大事故防止策を考える有識者会議)
- ◆9P はじめの一步
- ◆10P 家庭的保育のひろば
- ◆11P おすすめ絵本
- ◆12～14P 事務局からのお知らせ

国の動き②



NP0 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 水嶋 昌子

NP0 法人家庭的保育全国連絡協議会副理事長 後藤亜希子

子ども・子育て支援等分科会

第7回、第8回子ども・子育て支援等分科会が開催され、オンラインで参加しました。

詳細は、以下のURLを参照。https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/

第7回 2024年10月17日（木）開催

〔審議内容〕 子ども・子育て支援をめぐる課題等について他

『新子育て安心プラン』後の保育提供体制、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正等の報告がありました。

家庭的保育全国連絡協議会からは以下の意見を発言しました。

待機児童もほぼ解消する中、新たに家庭的保育事業者を募集しないと決めている自治体もある一方で、大きい人数でなくても待機児童がいる地域で、家庭的保育を新たに始める自治体もある。児童福祉法の規定では、地域型保育事業は3歳未満児を対象とする保育だが、3歳以上児については、近隣に通える保育・教育施設がない場合、各地域型保育の受け入れ可能人数に合わせて実施することが出来るとされており、今後人口減少が進む地域で、地域型保育事業が活用される可能性も出てくるのではないかと。

2024年度末に経過措置期間が終わる件について、連携施設に関する経過措置を延長する案に賛同する。また、家庭的保育事業の食事の提供に関する経過措置を終了することに賛同する。

第8回 2024年12月19日（木）開催

〔審議内容〕 本分科会の検討事項に係る制度改正の方向性等について他

制度改正を予定している事項の新たな方向性について、新子育て安心プラン後の保育提供体制、処遇改善等加算の一本化についての報告等がありました。

家庭的保育全国連絡協議会からは以下を発言しました。

「処遇改善等加算の一本化について」は、複数の加算制度で、取得のための手続き等が複雑でわかりにくく、多大な事務負担になっていたが、負担軽減を図られることは大変ありがたい。ただ、大きな保育所とは異なる家庭的保育への理解が、自治体によって異なることから、それぞれの保育形態を各自治体が共通な理解をもって対応いただけるようお願いしたい。そのうえで事務手続きの統一化や簡素化が図られることが必要である。

また、地域限定保育士制度の全国展開は、保育人材の確保の観点からも歓迎されるものであり、これらの制度に関する情報は毎年度広く周知を図っていただく必要がある。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第3・4回）

12月の取りまとめに向け、第3回検討会は2024年10月30日（水）、第4回検討会は2024年12月26日（木）に、いずれもこども家庭庁共用中会議室で対面及びオンライン併用で開催されました。

第3回検討会では、主に令和7年度の制度の在り方について議論が行われました。利用可能時間、対象施設及び認可手続き、対象のこども、利用方式、実施方式、人員配置、設備基準、安定的な運営の確保、その他「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」に盛り込むべき内容や「総合支援システム」について、様々な状況を見通して検討されました。

「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」はこども家庭庁ホームページで公表されています。 <https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen/> を参照

こども誰でも通園制度のロゴができました。



ロゴのコンセプト

「こども誰でも通園制度」により、こどもたちが新しいモノ・コトに出会えるイメージをロゴマークとして表しました。

通園制度を利用したこどもたちの発見や驚きを「虫メガネ」で、輝く笑顔や未来を「星の煌めき」でシンプルに表現します。

保育人材確保懇談会

第2回懇談会は、2024年11月29日（金）こども家庭庁共用大会議室で対面及びオンライン併用で開催されました。

第1回(3月)の流れと同様、保育者養成校の学生による保育職を選んだ理由や就職を決める園選びで重視したことなどの発表、保育団体による保育・保育職の魅力を伝えるための事例の紹介、そのあとことも家庭庁と文部科学省それぞれの取り組みについて報告がありました。

多額な手数料を徴収する人材派遣会社やカスタマーハラスメントなどの問題についても話題に上がりました。

詳しくは、<https://www.cfa.go.jp/councils/hoikujinzai/> 参照



「こども性暴力防止法」に関する研究事業の検討会の傍聴

こども家庭庁講演会・会員交流会

今年度は2024年10月20日（日）にこども家庭庁講演会と会員交流会を同日開催しました。

第1部 こども家庭庁講演会

13時より14時半までの予定で、こども家庭庁成育局保育政策課長 栗原正明氏をお迎えして、オンラインにて講演会を開催しました。当日は約50名の会員と自治体担当者が参加しました。栗原保育政策課長の講演前に、家庭的保育室の写真と共に家庭的保育の特長を紹介する動画を視聴していただき、13時10分から70分間の講演後に参加者からの質問に約30分間答えていただきました。

さらに11月9日（土）19時より、録画配信し、12名が参加しました。

栗原保育政策課長の講演概要 ーこれからの保育政策ー



「こどもまんなか」

保育政策課には7月に異動になり、家庭的保育の現場はまだ訪問できてなかったが、今日の動画を見て、家庭的保育は少人数の利点を活かした、まさに「こどもまんなか」の保育を行っていると感じた。近く訪問もさせていただきたい。

令和5年4月に創設されたこども家庭庁では「こどもまんなか」をスローガンにしているが、従来は大人の視点でこども政策をどうするかやってきたところがあるが、こどもをまんなかにおいて、その育ちを保障していくために、大人がどう取り組んでいくべきかという大きな転換をして、政策を進めていこうとしている。支援に当たる人がこどもと家族をまんなかに取り囲むようなイメージで、関係者が連携して本当に必要なものを届けていくような政策の進め方があると考えている。

令和5年4月、こども家庭庁の創設と合わせて、こども基本法が施行された。こども政策を推進していく上での目的や基本理念を明確に規定したものであるが、こども基本法に基づいて、中長期的に政策をどのように進めていくかという方針をより具体的に示したものが「こども大綱」である。今後5年程度のこども政策の基本的な方針や重要事

項を定めたものであり、ライフステージを通じた重要事項や、ライフステージ別の重要事項等がまとめられている。

その他に、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」や「こどもの居場所づくりに関する指針」等も成立している。

令和5年12月には「こども未来戦略」が閣議決定された。少子化対策の実現に焦点を当てて書かれているが、3つの基本理念として、(1)若い世代の所得を増やす、(2)社会全体の構造・意識を変える、(3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するが掲げられている。具体的には、児童手当の拡充、「こども誰でも通園制度」の創設などが掲げられている。その後、令和6年6月に「こども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、児童手当の抜本的拡充や乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設等と共に、給付等を支える財政基盤を確保するための支援金制度などが決まっている。また、「こども性暴力防止法」も同時期に公布されており、2年6か月以内に施行される予定で、現在準備を進めている。

保育政策の動き

「こども未来戦略」の「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～では保育の質の向上として、職員配置基準の改善と処遇改善を行っている。今年度から4、5歳児の配置基準を30対1から25対1へ改善しており、1歳児についてもできるだけ早く6対1から5対1へと改善を進めたいと考えているが、配置基準の改善を行うには予算がかかること以外にも、現場の体制を良くすることが必要であり、人材不足、保育士の確保が困難な状況等、いくつもの課題を踏まえた上で、どう対応を進めるか調整が必要だが、いずれにしても現場の体制を良くしていくことが質の向上につながるの間違いなく考えている。

処遇改善については、毎年国家公務員の処遇に準じて公定価格の改定を行ってきており、処遇改善等加算もあるため、全産業との差は平成24年頃と比較するとだいぶ縮まってきている状況はある。

• ◆ • ◆ • ◆ • ◆ • ◆ • ◆ • ◆ • ◆ • ◆ • ◆ • ◆ •

清水佳恵（千葉市 保育ハウスひよこ）



「全国の家庭的保育室の日々の保育の様子を垣間
見ることができ、また保育をされている皆様方の
考えや思いを伺うことができ、大変貴重な機会と

なりました。

こどもたち一人ひとりに寄り添いながら、きめ細やかな保育を丁寧に行えるのは家庭的保育室が持つ強みであり、子どもを中心に据えた保育の重要性が高まる中で、これからも地域にとって必要不可欠な保育施設だと改めて感じた次第です。」と、ご感想をいただくことができ、年明けに保育の様子を見学に来て下さる事になりました。

藤田明美（国分寺市 藤田家庭保育室）



第2部 會員意見交換會

第2部は本協議会会員のみが参加する意見交換会を15時から1時間開催しました。意見交換会への参加者は19名であり、5グループに分かれて、第1部の感想や話したい内容を取り上げて話し合ってもらいました。

各グループからの報告は下記の通りです。

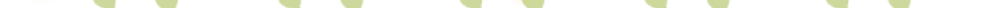
- ・何らかの事情で家庭的保育者がいない場合の代替保育の在り方について、代替保育の受け入れ先も代わりの保育者も立てられない地域があり各自治体での取組等について話し合った。
- ・こども誰でも通園制度で、配慮の必要なこどもを受け入れる際には、家庭的保育者だけに任されるのではなく、国や自治体にもサポートされながら実施される仕組みが必要であることを話し合った。
- ・第1部の講演で、これからの保育政策について方向性が見えた。こども誰でも通園制度の実施状況について情報交換をした。また、ICT化のメリットは理解できても、こどもの在籍数に経営が左右され、導入に踏み切れないことや、さまざまに出される安全のための補助金は家庭的保育事業に適用できる内容も含まれるように細かく出してほしいことを話し合った。
- ・こども誰でも通園制度の在り方について、一般型一時預かり事業の実践の情報も交えながら話し合った。話題が多様に広がるなか、保護者も保育者も疲れ切っており、子どもが3歳になるまでは保護者が仕事を早く終わることができる社会になり、家族皆で夕飯が食べられるような

- ・子ども誰でも通園制度の課題等について話し合った。グループのメンバーは今は定員がいっぱいで、実施できる状態にないが、定員割れを起こした場合は、実施する可能性もあるため、課題や不安の解消のために今考えて、動く必要もあるということを話し合った。

保育の未来も明るく感じた」等の意見があり、第2部の感想では「自治体によってかなり差があるのだと思った」「遠慮のない話し合いで、笑って話せて良かった」等の意見が寄せられました。

(城谷真琴、松井香奈、西村理恵子)

講座6「子どもの食生活上の課題と保育者の援助について、食育の視点から考える」は管理栄養士の太田百合子先生（東洋大学非常勤講師）に担当していただきました。家庭的保育者の皆さんは食育の重要性についてはすでに何度も学び、実践していると思いますが、改めてそのポイントを確認した上で、3回のワークを取り入れて悩みや工夫に関して情報交換を行ったり、グループで出た疑問や質問にも明快にお答えいただき、充実した講義となりました。家庭的保育者同士が話し合う機会を作ること、web会議が普及した今、そんなに難しいことではないのですが、そこに専門的なアドバイスをできる講師がいてくださることが、現任研修では価値があることだと感じています。



「Rのママかわいい!」「Iちゃんのお母ちゃん
お金いっぱい持ってる!」「ママ」「ママ」・・
突然始まる子どもたちの「ママ自慢」。まだ、上
手に話せない子までもママの大合唱。
いつものようにママ自慢が始まると・・・「ママ
って言ってたら会いたくなかった」としょんぼり
のRちゃん。
ところが、ママがお迎えに来られると「帰らな
い」と始まるところが子どもってかわいいなと
思ってしまいます。

SIDS（乳幼児突然死症候群）対策 普及啓発ポスター・リーフレット 「寝ている赤ちゃんのいのちを守るために」

こども家庭庁は毎年 11 月を「乳幼児突然死症候群（SIDS）」の対策強化月間とし、SIDS に対する社会的関心を喚起するため、発症率を低くするポイントなどの重点的な普及啓発活動として、ポスターやリーフレットを作成しています。ポスターやリーフレットは、以下の URL でダウンロードできます。

こども家庭庁 乳幼児突然死症候群（SIDS）について*

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/>

乳幼児突然死症候群（SIDS）は、それまで大きな異常のきざしがないのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまう原因不明の病気です。令和 5 年には 48 名の乳幼児が SIDS で亡くなり、乳児期の死亡原因の第 5 位です。予防法は確立していませんが、以下の 3 つのポイントを守ることによって発症率が低くなるというデータがあります。これらの情報は保護者とも是非、共有したいものです。

寝ている赤ちゃんのいのちを守るために

- ・1 歳までは「あおむけ」に寝かせる
- ・できるだけ母乳で育てる
- ・タバコはやめる



また、リーフレットの裏面には、窒息を防ぐためのポイントが 3 点あげられています。

眠っている赤ちゃんの窒息を防ぐには

- ・ベビーベッドに寝かせ、柵は常に上げておく、頭や身体がはさまれないようにも注意
- ・赤ちゃんが寝る場所には枕やぬいぐるみを置かない、口や鼻はおおわない
- ・下に敷く布団・マットレスは固めのものを使う。上にかける布団は使わない（註：下線筆者）

子どもの睡眠環境を整えることや睡眠中の子どもの様子を観察・記録することは SIDS への対策となると共に、睡眠中の窒息を防ぐことにつながることは、「家庭的保育の安全ガイドライン 改訂版」でも周知しており、家庭的保育者の皆さんはよく理解し、取り組んでいることと思いますが、今回、下に敷く布団・マットレスは固めのものを使うことに加え、「上にかける布団は使わない」と書かれていることに是非注目してください。

従来は就寝時の窒息事故の要因として、掛布団、ベッド上の衣類、ぬいぐるみ、スタイ等があるとされ、注意ポイントとして「掛布団は、こどもが払いのけられる軽いものを使用し、顔にかぶらないようにしましょう」¹とされてきましたが、今年度のリーフレットでは一歩踏み込んで、「掛けぶとんは使用せず、服装で温度調整しましょう」とされています。これは米国小児科学会による睡眠環境下の死亡を減らすための推奨事項、「ベッドに固定されていない寝具等の柔らかいものは（生後 1 歳までの）乳児の寝床から遠ざけてください」を参照したものと、こども家庭庁の HP* で説明されています。また、温めすぎは睡眠中のリスクを高めるので、温めすぎに注意し、汗ばんだ下着もこまめに取り換えるようにしましょう。

¹ こども家庭庁「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」窒息・誤飲事故、P04

事業主 はじめの一步②②



保育士特定登録取消者管理システムについて

皆さん、新しい年を迎えて気持ちも新たに、また年度末に向け様々な取り組みをされているかと思いますが、いかがお過ごしでしょうか。

表題の件について、2024年4月1日より施行されています。

システムの概要

- 児童福祉法の令和4(2022)年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等(特定登録取消者)の情報をデータベース化。
- 施設・事業者等に対し、保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け。※在職中の保育士は活用の対象外

制度・システム構築の背景

子どもを性暴力から守るための取組の1つですが、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」(令和3年12月閣議決定)を踏まえ、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に向けた検討が進められてきました。それに先んじて、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」により該当の資格管理の厳格化がされ、保育士についても「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年6月)により教職員等と同様に児童へのわいせつ行為により保育士資格の登録を取り消された者について、再登録の際、厳格な審査を求める等、資格管理厳格化が規定されました。

データベースは児童福祉法第18条の20の4に位置づけられており、下記が規定されています。

- ・国は、特定登録取消者の氏名、保育士の登録の取消の事由、行った児童生徒性暴力等に関する情報等の事項に係るデータベースを整備する。
- ・都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行ったことによりその登録を取り消したとき、その情報をデータベースに迅速に記録する。
- ・保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、データベースを活用する。

※特定登録取消者とは：①児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者。
②上記以外の者で、保育士登録を取り消された者のうち、保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者。
※法施行前の取消や、法施行前の行為も含む。

すでに自治体を通じての通達や実態調査があった家庭的保育事業所もあるかと思いますが、家庭的保育事業者は以下を行わなければなりません、準備はできているでしょうか。

- *保育士特定登録取消者管理システムに利用者情報(採用責任者情報)の登録(ID登録)をする
- *事業主が、保育士を任命し、又は雇用しようとするときにはデータベースによる検索を行う義務がある

今後、家庭的保育事業者は「保育士を雇用」する者としてこのデータベースで採用内容予定者等の情報を検索することがあるかと思いますが、この行為には採用予定者本人の同意は不要ですが(個人情報保護法第20条第2項第1号に定める「法令に基づく場合」に該当)、採用内定前にデータベースの検索を行うことや、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しないことがあることを書面により提示するとともに、特定登録取消者に該当する場合はあらかじめその旨を申告するよう求めることが望ましいことが下記の参考資料で説明されています。

より具体的な内容については下記資料を参照したり、各自治体担当者に確認しましょう。

●参考資料：こども家庭庁「保育士特定登録取消者管理システム概要」(2024年5月13日)

(稲垣裕子)



家庭的保育のひろば

10月26日（土）河津町B&G海洋センター体育館で親子サークル『くれよんくらぶ』の25周年記念ワークショップを開催し、定員50名のところ61名の参加がありました。この親子サークルは、私と息子の友だち作りのために始めたのですが、今では私がお子さんたちからパワーをいただき元気づけられ、河津町の同じ家庭的保育者である鈴木雅孔さん・渡邊薫さんからも助けていただき続けられています。

静岡県河津町 ぐるんぱのおうち 石橋ひろみ



現在子育て中の親子とこれから家庭を持つ世代、そして今を生きる子どもたちとの交流でした。テーマは難しかったのですが、当日は積木あそびを通して、和気あいあいと楽しく行えました。



0歳児でも積木あそびを楽しむことができ、幼稚園児、小中学生も大人も夢中になって遊べる和久洋三さんの積木に改めて感動した1日になりました。

童具館館長である和久洋三氏の積木をたくさんお借りし、人が入れる大きさのドームを作ったり、9,000個の木のビーズを雨どいから流して大きな川を作りタライで渡ったりして、ダイナミックな積木遊びをしました。

講師の方が、ドームの1か所の積木を取り出して穴をあけ始めました。「穴があいても崩れない、どうして?!」と疑問を浮かべる参加者。穴は少しずつ大きくなり、反対側にも穴をあけて、参加者1人ずつドームの中に入り、通り抜けました。ドームの中から見上げると積木と積木の間から光が差し、幻想的な光景に全員が驚いていました。

最後はみんなでドームの積木を1つずつ外していき、「ガラガラードッシャ〜!!!」とドームが全て崩れる音に参加者からも「オ〜ッ!!!」と大歓声が上がるなど楽しい時間を過ごしました。

今回は静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課子育て支援班より補助金をいただいていた活動でしたが、これからもたくさんの笑顔に支えられながら活動をしていきたいと思っています。



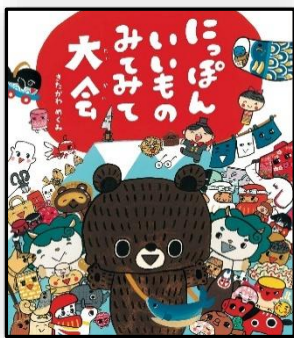
おすすめ絵本

元横浜市家庭保育福祉員 管谷 章世

定年退職後10年経ちましたが『音楽と絵本の好きな子どもに育てる』という保育理念で、今でも子どもと接しています。保育園や地域のケアセンターなどでの保育、親子の活動・保育者との勉強会でも、読み聞かせは大切にしています。子どもたちと触れ合うことは今でも新しい発見があり、一緒に歌を口ずさんでくれると嬉しくなります。

今回は「おトイレさんシリーズ」などでご存知の方も多し、きたがわめぐみさんの絵本を紹介したいと思います。思わず笑ってしまうようなユーモアセンスのあふれる文章や驚くような展開があり、どんなテーマも丁寧に調べて勉強していらっしゃるようなので、子どもたちも絵本に引き込まれていくのでしょう。読み聞かせは初めての共同作業とも言われています。楽しい絵本の時間がたくさんあると良いですね。お正月のテーマの絵本をお届けします。

にっぽんいいものみてみて大会



(作：きたがわ めぐみ 出版社：理論社)

日本にはいいものが沢山あるのに、知らないなんてもったいない。

『そこで日本の真ん中あたりのデパート』の支配人が立ち上がりました。支配人の声掛けで47都道府県の民藝品・工芸品(通称いいものさん)たちが日本の真ん中あたりのデパートに大集合！

みなさんの町のいいものを探して、主人公の木彫りのクマのくまのすけくんと一緒に楽しんでくださいね。

おもちちゃん



(作：きたがわ めぐみ 出版社：アリス館)

お正月といえばお餅ですね。みなさんも沢山食べたでしょうか？

絵本の主人公のおもちちゃんは、すごい場所からやってきます。どこからくるのでしょうか？お友達と一緒にやってきて、森のみんなにお餅つきを教えてくださいます。

今の時期にぴったりの楽しい絵本です。読み終わったら、おもちを食べたくなるかもしれませんね。

もぐもぐかめかめ



(作：きたがわ めぐみ 出版社：教育画劇)

噛むことをテーマにした絵本です。いろいろな食材を楽しく食べるには、しっかり噛むことが大事です。赤ちゃんの頃から、噛む力がつくの良いなと思います。この絵本には食事中にかけられる言葉もたくさん出てきます。絵本のように、食事中は楽しく声をかけながら、まーちゃんと一緒に食べる喜びを味わってくださいね。

事務局からのお知らせ



年会費振り込みのお願い



NL49号でもお知らせいたしましたが、年会費振り込み時期が変わっています。
お間違えのないようお願いいたします。

- ★年会費（2025年4月1日～2026年3月31日）の振り込みをお願いします。
- ★特に「団体保険」に加入されている正会員の方は必ず1月末日までに振り込んでください。
- ★振り込む時は必ず会員番号を入れ、個人名で行って下さい。
（保育室名での振り込みは、確認が難しいのでご注意下さい）振り込み先も再度お確かめ下さい。

正会員 8,000 円

※必ず会員番号を入れ個人名で振り込んでください。

期日 2025年1月31日（金）まで

準会員（4,000 円）賛助会員（2,000 円）の方も、年会費振り込み更新手続きをお願いします。

みずほ銀行 鶴ヶ峰支店 普通預金 1087639
口座名 NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会
（略称カナ：カホキョウ）

（会計担当 和田朝美・保険担当 後藤亜希子）

◆家庭的保育全国連絡協議会専用「団体保険制度」加入・更新について

- ★同封の「団体保険」加入・更新のご案内（ピンク色の用紙）を必ずお読みください！
- ★更新の方の保険書類は、保険会社より2月中旬に届きます。
- ★保険更新手続きは、必ず会費振り込み後に内容を確認して、行ってください。
- ★最終締め切りは、3月10日（月）です。



（後藤亜希子）

◆2025年度 通常総会・セミナー開催日及び会場決定のお知らせ

開催日：2025年5月18日（日）
会 場：大田区産業プラザ pio コンベンションホール梅
最寄り駅：京浜急行線「京急蒲田駅」より徒歩約3分
JR 京浜東北線、東急池上線・多摩川線「蒲田駅」より徒歩約13分
詳細について、5月初旬頃に改めてお知らせします。
皆さん、是非予定に入れていただき、ご出席ください。



*セミナーで取り上げるテーマ『子育て家庭に寄り添う家庭的保育』に関して、アンケートを実施します。同封のアンケートにご協力下さい。



「会員交流会」及び「いっしょにあそぼ！」開催地区募集

ぜひあなたの地区でも開催してみませんか！！

①会員交流会

2024 年度もオンラインにて開催。北海道から沖縄県までの会員が参加され、大変有意義な交流ができました。（詳細は P4～7 の会員交流会開催報告をご覧ください。）

地域での開催またはオンライン開催、どちらでも、開催地区を募集します。

開催については、経費や講師紹介、またオンライン開催の場合にはオンラインの使い方や進め方等、事務局が全面的にバックアップします。詳細は事務局までお問い合わせください。

②いっしょにあそぼ！

当協議会の育児支援事業として 2009 年度より開催して来たイベントです。

2024 年度は東京都板橋区で開催しました。

当協議会としては家庭的保育の認知度を上げるためにも、ぜひ開催して行きたい事業です。

これからも各地で開催計画を考えておいていただきますよう、お願いいたします。

(石橋ひろみ)



◇◇◇「現況届」・「退会届」提出のお願い◇◇◇

会員の保育形態が個人事業・法人での事業と多様化し、年度途中での変更も多々あります。会員の皆様の状況を把握するため、そして、何よりも、家庭的保育の大切な情報をお届けするニュースレターの発送やその他の事務手続きがより正確に行えるよう、今回同封の「現況届」を必ずご提出ください。（用紙はホームページからもダウンロードできます。）

※締め切りは 2025 年 2 月 21 日(金)です

メール info@familyhoiku.org FAX 03-3712-8513 (研修事業部)

2025 年 3 月で定年退職等の理由により、退会される方はメール又は FAX にて「退会届」をご提出ください。（用紙はホームページからダウンロードできます）

また、退職後もぜひ賛助会員として家庭的保育事業と当協議会へのご支援をお願いいたします。年会費 2,000 円（1 年更新）の納入が必要となりますが、登録をされた方にはこれまで通り、ニュースレター、情報配信、セミナー案内などをお届けしますので、よろしくをお願いいたします。

(石橋ひろみ)



オンラインで情報交換しませんか！！

2024 年度最後の新情報連絡会を開催します。

いつものように、皆さんに聞きたいことや伝えたいこと等を自由に出し合うと共に、今回は共通テーマとして「子どもへの暴力（虐待、性暴力）防止について」を取り上げる予定です。

開催日時：2 月 14 日（金）19：30～20：30

【申込方法】 件名に 2 月新情報連絡会 と入れ、本文に

1. 氏名 2. 会員番号 3. 保育室のある市町村名 4. メールアドレス
5. 連絡のつきやすい携帯電話番号 をご記入の上、お申込み下さい。

申込者には開催が近づいたら、招待状とつなぎ方の案内をお送りします。

【申込・問い合わせ先アドレス】 info@familyhoiku.org

多数の皆様のご参加をお待ちしています。

（清水佳恵・大江由香・西村理恵子）

◆会員専用 メール情報配信のご案内

☆会員の皆様に情報配信したメール（2024 年 9 月～2025 年 1 月）

- ・ 9/28 こども家庭庁講演会・会員交流会の開催案内
- ・ 10/15 こども家庭庁講演会・会員交流会の開催案内
- ・ 11/08 こども家庭庁講演会動画配信の案内
- ・ 11/25 母子健康協会の機関誌「ふたば」11 月号贈呈の案内
- ・ 1/13 「家庭的保育を考える会」講演会の案内
- ・ 1/15 新情報連絡会の開催案内（オンラインで情報交換しませんか）



☆情報配信の登録は、件名に情報配信登録、本文に①～④を入力しメールで送信してください。

（送信先 info@familyhoiku.org）

- ①会員番号 ②登録したいメールアドレス（パソコン、携帯のいずれでも可。複数登録希望の方は両方記載してください。） ③氏名 ④自治体名

※ご不明な点は info@familyhoiku.org までお問い合わせください。

（山岸加奈子）

編集後記

9 連休の方も多かった年末年始だったのではないのでしょうか？ゆっくり心も体も休めましたか？

（余談ですが、2025 年の年末も 9 連休のようですね）

さて、こども誰でも通園の制度化・処遇改善等加算の一本化に向けてなど気になることがあると思います。是非、新情報連絡会・この NL を通してご活用いただけたらと思います。

NL は記念すべき 50 号を発行することができました。ご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

（林茂美・長田京子・山岸加奈子）